

海外事務所 だより

フランスにおける 包括的禁煙の実施

パリ事務所所長補佐 土橋 徹 (群馬県派遣)

パリ事務所

フランスでは、今年の一月一日にカフェやバー、レストラン、ホテル、カジノなどを禁煙にする法律が施行されました。回国では既に、政令により昨年の二月から駅など公共の場では禁煙となっていました。今回の措置により、公共の場は完全な禁煙スペースとなりました。

長い間、フランスのカフェやレストランにはタバコの煙が付きものでしたが、その様子もだいぶ変わってきています。ここでは、フランスの禁煙制度について概観します。

フランスにおける受動喫煙防止法令の流れ

1. 一九七六年七月九日付法律

(ヴェイユ法)

フランスにおける、禁煙拡大のための初めての法律です。ここでは、タバコの広告

(紙媒体)を禁止し、「吸い過ぎ危険」の文言をタバコの箱に明記することを義務付けると同時に、一部の公共の場における喫煙を禁止しました(喫煙が公衆衛生に害を与えらると思われ公共の場と公共交通機関の車両内では、分煙を義務化。喫煙車両は全車両空間の半分以下)。

2. 一九九二年一月二〇日付法律

(エヴァン法)

エヴァン法は、タバコの価格引き上げを容易にし、公共の場における喫煙禁止の原則を唱えました。また、タバコの直接的・間接的な広告を禁止し、禁煙促進協会に裁判の原告となることができる権利を与えたほか、「タバコへのスポンサリングを禁止する(例外あり)」、「タバコのタール含有量に上限を導入する」、「タバコの価格を物価指数に勘定しない」などの内容を含んでいます。その後次のように一部変更されています。

・国外で行われるモータースポーツ競技のテレビ放送の場合と、業者用の宣伝広告を可能とする。

・タバコの箱だけでなく、すべてのタバコ関連製品に、喫煙によってもたらされる害についての文言を明記することを義務化。

・未成年者を保護するため、一六歳以下の未成年へのタバコの販売を禁止する(違反者には一五〇ユーロの罰金)。また、未成年が購入しやすいという理由から、二〇本以下のタバコの箱の販売を禁止する。

これらの規定は公衆衛生法典の中に取り込まれていますが、ここまでの禁煙拡大関連法の禁煙措置に関しては、公共交通機関の車両内、学校、病院といった明らかな禁煙場所以外では、ほとんど効力がなかったというのが実情のようです。

3. 「公共の場における禁煙に適用される条件を定める」二〇〇六年一月一五日付政令

昨年二月一日に発効したこの政令では、次の場所での喫煙が禁じられました。

・人が出入りする「閉められたあるいは囲われた公共の空間」と職場

・保健・衛生関連施設内

・公共交通施設・車両内

・公立・私立の小学校・中学校・高等学校

校および未成年者の受入れ・研修や宿泊施設内（校庭なども含む）

しかし、一部の施設では今年の一月一日まで禁煙措置発効に猶予が与えられたのは、冒頭でも述べたとおりです。

以下は、公衆衛生法典における禁煙対象施設とその例外に関する記述（抜粋）です。ちなみに、「閉められたあるいは囲われた空間」に入らないのは、カフェ、レストラン、ホテルのテラス（屋根がなくても壁などによって仕切られている場合には「囲われている」と見なされ禁煙対象）やバス停、屋根のない駅のホームなどです。

禁煙の対象となる施設

◆公衆衛生法典（Lは法律、Rは政令）
R-3511-1条

L-3511-7条に明記される公共の利用を目的とする場所においての喫煙の禁止
・公衆を受け入れる、あるいは職場となるすべての閉められたあるいは囲われた空間

・公共交通機関内

・公立・私立の小学校、中学校、高等学校の敷地内と未成年者の受入れ、研修、宿泊用の施設

R-3511-2条

禁煙は、前条に明記された場所の中でも、喫煙者のために設置された場所には適用されない。喫煙所は、施設の責任者、あるいは施設に関しての責任をもった組織によって設置される。

喫煙所は、公立・私立の教育施設内、研修生の研修所、未成年者の定期的な受入れ、研修・宿泊用施設あるいはスポーツ施設、保健衛生施設には設置できない。

R-3511-3条

R-3511-2条に明記された喫煙所は、喫煙用に閉鎖された部屋であり、その中ではいかなるサービスも提供されない。少なくとも一時間以上喫煙者が居ない状態で、空気が入れ替えられた後でなければ、維持あるいは保守のための作業を行うことができない。

R-3511-3条

喫煙所は以下の規格を遵守すること
・一時間ごとに喫煙所の空間の一〇分の一以上の空気を入れ替えることができる換気機器によって空気を排出する装置を備える。この装置は、建物の空調あるいは換気システムから完全に独立していなければならない。喫煙所は隣接する部屋より五Pa以上、継続的に低圧でなければならない。

・非意図的な開閉が行われないよう、喫煙

所は自動的に閉められなければならない。
・喫煙所は通路の一部を構成しない。
・喫煙所が設置される施設の総面積の二〇%以下の面積でなければならない。二五㎡を超えてはならない。

R-3511-4条

喫煙所の設置者あるいは換気装置の維持を行う者は、R-3511-3条に明記される要件を遵守することを証明しなければならない。施設の責任者は、あらゆる検査の際にこの証明書を提出し、装置の定期的な保守を行わなければならない。

R-3511-5条

行政機関あるいは公的施設においては、喫煙者用の場所を設ける計画や喫煙所の設置状態に関する計画は、衛生安全委員会、それがなければ、同数技術委員会に諮問をしなければならない。
喫煙所が設置された場合、二年ごとに諮問を行う。

R-3511-6条

R-3511-1条に規定される場所においては、禁煙の原則を想起させる明らかな表示を行う。喫煙防止のための公衆衛生メッセージを添えた表示のモデルが、保健省発布の政令によって定められる。
同政令によって、R-3511-2条に規定される場所の入り口に貼るための公衆衛生警告モデルが定められる。

R-3511-8条

一六歳以下の未成年者は、R-3511-

2条で言及される場所にアクセスすることができない。

このように、「閉められたあるいは囲われた空間」の中であつても、施設の責任者は喫煙所を設置することができず、公的機関・民間企業の場合には、喫煙所の設置は衛生安全委員会の諮問に付されることとなります。喫煙しない人の間接喫煙を避けるため、喫煙所についてはかなり詳細に規定されているのがわかります。



↑タバコを片手に話に花が咲くテラス席

罰則および摘発体制

1. 罰則の対象となる行為

R3512-1条

R3511-1条に明記される集団の利用のための施設において、R3511-2条に明記される喫煙所以外の場所で喫煙した場合

R3512-2条

R3511-1条に定められる禁煙対象の施設の責任者において、

・R3511-6条に定められる表示を設置しない

・R3511-2条とR3511-3条の規定を遵守していない喫煙場を設置している
・いかなる方法であろうと、故意に禁煙違反を助長する
などの行為があつた場合

2. 罰金額

違反者には、罰金六八ユーロが課せられます。この罰金を四五日以内に支払わない場合には課徴金があり、課徴金を加えた罰金総額は四五〇ユーロが上限です。

また、禁煙の表示を行わなかった、あるいは規格に則っていない喫煙場を設置した施設の責任者には、一三五ユーロが課せられます。罰金を四五日以内に支払わない場合には同様に課徴金があり、課徴金を加えた罰金総額は三七五ユーロが上限となります。

さらに、故意に喫煙を助長するような行為（灰皿を設置するなど）を行った施設の責任者には、七五〇ユーロの罰金が課せられます。

当該制度の運用に当たって摘発権限を持つのは、司法警察官とその補助員、労働省・農業省・運輸省の労働監督官と労働監査員、保健省および保健省関連機関の公衆衛生監督医、衛生工学エンジニア、衛生・社会行動監督官、公衆衛生法典に定めるほかの担当者（衛生調査担当エンジニア、衛生技術者）などのほか、地方団体の衛生関連エンジニアや技術者、パリ市の集団衛生監督官、警視庁の集団衛生監督官などで、その数は総計一七万五〇〇〇人に上ります。また、法

規上は摘発権限を持つとは明言されていませんが、昨年二月二十七日に配布された内務省内指令によって、警察官や憲兵も「分別を持って」摘発に参加することが推奨されています。

摘発の方法としては、定期的な立入検査および抜き打ちの立入検査を行うとされていますが、立入検査の頻度などは今のところ不明です。

おわりに

禁煙の施行により飲食店への客足が遠くことが懸念されていましたが、施行直後の一月には、カフェやブラッスリーの利用客数は六〇%の減少、続く二月と三月にはいずれも二〇%の減少を記録しました（いずれも前年同月比）。これは、同様の措置を導入した外国の例と比べても大幅な減少です（イタリヤの場合は横ばい、アイルランドの場合は四・四%の減少）。特に朝食の時間帯の利用者が減っており、禁煙の施行で利用が増えると期待された層（家族連れや高齢者など）も、さほどは増えていないのが実情のようです。

カフェのカウンターやレストランの席で煙をくゆらす客の姿が消えたのは、少々寂しい気もしますが、今までこれらの場所で肩身の狭い思いをしてきた非喫煙者にとっては、今回の措置が歓迎すべきものであるのは間違いないでしょう。

海外生活
だより



パリ事務所

ローラースケートで
パリを体感

毎週末に行われるローラースケートマラソン

パリ事務所所長補佐 那須野 秀和（静岡県派遣）

ある日曜日の午後、わたしはローラースケートを手に地下鉄に乗り込みました。目指すは、市内中心部にあるバステュー広場です。



毎週日曜日、パリ市内では道路を閉鎖して、ローラースケートマラソン（以下、ローラーマラソン）が開催されています。事前登録不要、参加費無料ということで、市民の間で広く親しまれています。

パリの地形を「体感」

広場に着くと、既に多くの参加者たちが

到着して、思い思いに準備をしています。わたしもさつそくローラースケートを履き、防具を身につけて入念なストレッチ。何せこのマラソン、途中に休憩が何度かあるとはいえ全行程は毎回、二〇kmを超えるため入念な準備が欠かせません。

そして一四時三〇分、いよいよスタートです。これから約三時間、パリ体感ツアーの始まりです。

この日のコースは、まずセーヌ河左岸にわたり、パリ第七大学やアラブ世界研究所周辺を回った後再びセーヌ河右岸に戻り、パリ市役所横を抜け北上。途中、印象派の画家、モネの絵の舞台となったサン・ラザール駅前で一五分ほど休憩をはさんだ後、パリ北、東駅を通り、再びバステュー広場へ戻ってくるというもの。

久々の参加でややふらつきながら滑っていると、やがて石畳のロータリーに差しかかりました。ぼこぼこした路面で転びそうになりながらもなんとか通過。パリの道路はほとんどがアスファルト舗装ですが、石畳の道も残っています。また、車が減速するよう、横断歩道の前にわざと石畳などによる段差を設けているところも見られます。

続いては、やや長い上り坂に差しかかりました。運動不足の体にはなかなか大変です。周囲にどんだん抜かされながらも何とかクリア。息絶え絶えの状況に、完走できるだろうかとも早くも不安がよぎります。日ごろ地下鉄やバスで移動しているので気付きませんが、パリには結構坂があります。ただ、モンマルトルやモンパルナスといった地名を除いては、日本の「坂」のような坂に由来する地名は見られません。

近くの公園で三カ月練習

フランスに来るまでローラースケートは全くやったことがありませんでした。しかし、通勤の際、事務所近くの広場で優雅に滑っている若者たちを毎日見ているうちに、自分もやりたくなり購入を決意。妻とともに近くの公園で三カ月ほど練習を積みました。

氷上のスケートを何度か経験したことがあったので、大丈夫だろうと思っていましたが、地上には坂もあれば段差、木の枝など障害物があるため最初は転倒の連続でした。

加えて防具の付け方もよく知らなくて、転んで助けてもらった人に逆につけていることを指摘される始末。どうりで傷が絶えないわけでした。

パリ市、警察、救急もバックアップ

天気がよい時は一万人ぐらい、悪い時でも二、三〇〇〇人が参加するというこのローラーマラソンは、パリ市から助成を受けているアソシエーション、Rollers et Coquillages（ローラースケートと貝）のスタッフ約五〇人によって運営されています。さらに警察や救急もスタッフや車両を動員して参加者の安全を確保しています。もちろん警察官らも含めスタッフ全員ローラースケートを履いて任務に当たっています。

日本では、ローラースケートは禁止されている所が多いようですが、フランスでは立派に市民権を得ています。

昨秋、パリ市内で二年ぶりに公共交通機関の大規模なストが発生しました。この際、多くの市民が徒歩や自転車などでの通勤を余儀なくされましたが、ローラースケート通勤者たちも見られました。

ローラースケートがここまで認知されたのは、やはり一九九五年二月に発生した三週間に及ぶ大規模ストがきっかけと言われています。

バスティエーユを目指せ！

フランス革命の重要な舞台の一つとなったパリ市役所横を抜けて、多くの観光客でにぎわう市中心部に差しかかりました。突然のローラーマラソン集団の出現に、みんな一様に驚きの表情を浮かべています。中にはカメラを向ける人も。「今、転んだらカッコ悪いな」なんて思いつつ北上し、やがてパリ北西方面の都市へ向かう列車が発着するサン・ラザール駅前広場に到着しました。ここで、一五分ほどの休憩です。ちょうど折り返し地点で、腿や膝にもだいたい疲れがたまってきました。ここからが踏ん張りどころです。

休憩の後、我らローラー集団はそのまま東へ移動し、パリ北駅、東駅付近を通り過ぎました。イギリスやオランダ、そしてドイツなどへ向かう列車を眺めながら、パリがヨーロッパ各国と結ばれていること、国境を超えた交流が日常になっていることを改めて実感します。

さあ、ここまで来るとゴールまではもう少し。数々の映画の舞台となったサン・マルタン運河沿いを南下していると、遠くにバスティエーユ広場の一八三〇年七月革命記念柱が見えてきました。

フランス革命の際、市民は王政打倒を叫んで当時バスティエーユにあった監獄を目指しましたが、今の我々が求めるのはただゴールのみです。最後の力を振り絞ってラストスパ

トです。

そして一七時三〇分過ぎ、ようやくゴール到着。足はパンパンで体はほてって湯気が出そうなほど。でも完走することができたという充実感に満たされ、不思議とあまり疲れは感じられません。このローラーマラソンの魅力は体を動かす心地よさもさることながら、パリのまちを自由に疾走できること、そして日本から遠く離れたパリに、文字どおり地に足をつけて住んでいることを強く実感できることにあります。

日曜日は体を動かそう

わが愛するローラーマラソンですが、このために道を閉鎖される車利用者はたまったものではありません。クラクシヨンの大ブイキングを浴びることはしばしばです。路線バスは余儀なくルート変更することもあります。

しかし、親子連れや恋人たち、そしてさまざまな肌の色の人たちが思い思いに楽しんで参加しているこのマラソンは、間違いなく多くの市民に愛されています。

「せめて日曜日の午後くらいは車に乗らずに体を動かそう」そんなパリ市の狙いがあるのではと感じます。

残念ながらわたしは三月末でパリを離れますが、いつかまたこのマラソンに参加できたらと思います。



↑ババ、ママしっかり支えてね